

互理町認定こども園整備事業に係る事業者選定審査会審査要領

1. 目的

本審査要領は、互理町が実施する認定こども園整備事業に係る事業者を選定するために行う審査会について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 審査会の構成

- (1) 審査会は、副町長、総務課長、企画課長、財政課長、福祉課長、子ども未来課長、都市建設課長及び子ども子育て支援審議会委員の代表者を委員とし、副町長を委員長とする。
- (2) 審査に係る事務局は子ども未来課があたる。

3. 審査方法

- (1) 審査は、応募事業者から募集要項に基づき作成し提出された認定こども園整備申込書等及び審査委員のヒアリング（質疑応答）に基づいて行う。
 - ① 審査順番はエントリーシートの提出順とする。
 - ② 出席者は各法人、設計事務所等の関係者も含め3名以内とする。
 - ③ 審査は30分程度とする。（説明20分、ヒアリング10分程度）
 - ④ 説明内容は提出した認定こども園整備申込書等に記載した事項の説明のみとする。
- (2) 審査委員は、認定こども園整備申込書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。（0～5点の6段階。下表参照）

○評点表

項 目	点数
すべての項目が適と認められる	5点
多くの項目が適と認められる	4点
おおむね適と認められる	3点
一部を改善すれば適と認められる	2点
全体的に改善が必要である	1点
不適である	0点

- (3) (2)の評点の総得点により、順位を決定する。なお、総得点と同点の場合は、個別の審査項目において高い得点を多く得た者を上位者とし、審査会において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) 8人の審査員の評価点の合計が基準に満たない場合は失格とする。（基準：400点）
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、審査を実施し、補助対象者にふさわしいか否かを評価するものとする。
- (6) 審査会で協議のうえ、本町整備事業にふさわしい事業者がない場合は、理由を明確にし選定しないものとする。

4. 審査項目

施設整備に関する事項を最重要事項とし、審査項目は次のとおりとする。

審査事項	配点	関連様式等
(1) 法人の運営状況に関する事項	10点	様式2・13
(2) 施設整備に関する事項	25点	様式3・10・11
(3) 施設の運営に関する事項	15点	様式4・12
(4) 教育・保育内容に関する事項	10点	様式5
(5) 給食に関する事項	10点	様式6
(6) 安全衛生管理に関する事項	10点	様式7
(7) 職員確保・配置計画・研修計画に関する事項	10点	様式8
(8) 保護者対応・地域交流・町との連携に関する事項	10点	様式9
合計	100点	

(1) 法人の運営状況に関する事項 (10点)

- ①教育・保育理念を十分に理解した法人運営が期待できるか評価する。
- ②すでに運営している保育所・認定こども園等の事業実施状況から健全で安定した運営が期待できるか評価する。

(2) 施設整備に関する事項 (25点)

- ①整備場所周辺の環境はどうか(送迎の利便性や保育環境等)。土地の賃貸借契約の場合、長期契約・地上権設定等は適正に行われているか評価する。
- ②土地の造成(開発)計画は適正か評価する。
- ③近隣住民等への説明計画、実施設計及び建設業者の選定方法(入札方法)に問題はないか評価する。
- ④予定整備費用(資金計画)は適正なものとなっているか評価する。
- ⑤敷地が有効に活用され、定員数の児童を受け入れるため、十分な施設の面積が確保されるなど施設の配置計画は適切か評価する。

(3) 施設の運営に関する事項 (15点)

- ①定員・開園時間・延長保育が適正に確保されているか評価する。
- ②施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか評価する。
- ③事業者として特に力点を置く方針はあるか評価する。

(4) 教育・保育内容に関する事項 (10点)

- ①教育・保育内容(特色ある教育・保育活動を含む)について期待ができるか評価する。
- ②子育て支援事業の実施について検討されているか評価する。

(5) 給食に関する事項 (10点)

- ①自園調理が確保できる計画となっているか評価する。
- ②献立に対する工夫やアレルギーのある子どもへの対応は十分検討されているか評価する。

(6) 安全衛生管理に関する事項（10点）

- ①児童の衛生・健康管理の対策が検討されているか評価する。
- ②事故や災害、不審者に対する対策が検討されているか評価する。

(7) 職員確保・配置計画・研修計画に関する事項（10点）

- ①教育・保育の提供に必要な職員を確保できる見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか評価する。
- ②職員の育成、研修について具体的な計画を有しているか評価する。

(8) 保護者対応・地域交流・町との連携に関する事項（10点）

- ①保護者と職員のコミュニケーションや町が定める保育料以外の利用者負担について十分検討されているか評価する。
- ②地域住民等との交流、連携や亘理町の福祉・教育行政に対する協力について十分検討されているか評価する。

5. 審査結果について

(1)事業者選定審査会の審査結果は町長へ報告する。

(2)事業者選定審査会の審査結果は、企画調整会議及び政策会議に諮った上で町長が決定するものとする。

(3)事業者選定審査会の審査結果は、全ての応募事業者に文書により通知する。また、亘理町公式ホームページ上で公表する。その際、申込事業者数と選定事業者名のみ公表する。

(4)選定事業者とされなかった者は事業者選定審査会の審査結果の説明を求めることができる。その場合は、審査結果の通知日から10日以内に、書面（任意）によりその旨を町に提出すること。説明方法は、子ども未来課が口頭及び資料の提示により行う。ただし、説明の対象及び範囲は次に掲げる事項とする。

- ① 対象 選定事業者及び説明を求めた事業者
- ② 範囲 審査項目の評価結果（評点を除く）

6. その他

(1)審査会は非公開で行う。

(2)委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3)審査においては、参加者の説明技術等によらず、内容の優劣について審査するものとする。

審査票

委員氏名

審査事項	審査項目	評点	小計
1. 法人の運営状況に関する事項	・教育・保育理念を十分に理解した法人運営が期待できるか		/10点
	・すでに運営している保育所・認定こども園等の事業実施状況から健全で安定した運営が期待できるか		
2. 施設整備に関する事項	・整備場所周辺の環境はどうか(送迎の利便性や保育環境等)。土地の賃貸借契約の場合、長期契約・地上権設定等は適正に行われているか		/25点
	・土地の造成(開発)計画は適正か		
	・近隣住民等への説明計画、実施設計及び建設業者の選定方法(入札方法)に問題はないか		
	・予定整備費用(資金計画)は適正なものとなっているか		
	・敷地が有効に活用され、定員数の児童を受け入れるため、十分な施設の面積が確保されるなど施設の配置計画は適切か		
3. 施設の運営に関する事項	・定員・開園時間・延長保育が適正に確保されているか		/15点
	・施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか		
	・事業者として特に力点を置く方針はあるか		
4. 教育・保育内容に関する事項	・教育・保育内容(特色ある教育・保育活動を含む)について期待ができるか		/10点
	・子育て支援事業の実施について検討されているか		
5. 給食に関する事項	・自園調理が確保できる計画となっているか		/10点
	・献立に対する工夫やアレルギーのある子どもへの対応は十分検討されているか		
6. 安全衛生管理に関する事項	・児童の衛生・健康管理の対策が検討されているか		/10点
	・事故や災害、不審者に対する対策が検討されているか		
7. 職員確保・配置計画・研修計画に関する事項	・教育・保育の提供に必要な職員を確保できる見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか		/10点
	・職員の育成、研修について具体的な計画を有しているか		
8. 保護者対応・地域交流・町との連携に関する事項	・保護者と職員のコミュニケーションや町が定める保育料以外の利用者負担について十分検討されているか		/10点
	・地域住民等との交流、連携や互理町の福祉・教育行政に対する協力について十分検討されているか		

【評点表】

5点:全ての項目が適と認められる
4点:多くの項目が適と認められる
3点:おおむね適と認められる
2点:一部を改善すれば適と認められる
1点:全体的に改善が必要である
0点:不適である

合計	/100点
----	-------